

申請内容に不備等がある場合、応募期限の17時までに修正し、再提出してください。
再提出できなければ、奨学金の申請を受理することができません。
国際教育推進課での確認に時間を要しますので、期限前に余裕を持って申請してください。

公益財団法人SGH財団

2026 年度

私費外国人留学生特定奨学生募集要項

(大学院博士後期課程)

2026 年度特定奨学生募集について、博士学位取得を目指す日本の大学の大学院博士課程に在学する私費外国人留学生の中から奨学金の受給者（以下「特定奨学生」という）を下記の要項により募集する。

記

1. 応募資格

特定奨学生に応募できる者は、東南アジア諸国（注1）の国籍を有する私費外国人留学生（注2）で、2026年4月1日現在（注3）において、下記の要件をそなえる者とする。

- (1) 博士後期課程2年次、4年制博士課程（医・歯・獣医・薬学部）3年次又は一貫制博士課程4年次に進学する35歳未満の者。
- (2) 学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、経済的援助を必要とする者。
- (3) 他の奨学金を受給していない者。 現在他の奨学金（学内選考中の奨学金を含む）に応募中の方は応募できません。
- (4) 奨学金の給付期間中において、当財団が主催するオリエンテーション・交流会・採用証書授与式に出席できる者。
オリエンテーション：2026年7月3日（金）開催予定
交流会：2026年10月17日（土）～18日（日）開催予定
採用証書授与式：2026年10月19日（月）開催予定
- (5) 特定奨学生終了後も同窓生として交流活動に積極的に協力できる者。

注1：東南アジア諸国とは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国をいう。
フィリピン・インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ・ブルネイ
ベトナム・ミャンマー・ラオス・カンボジア・東ティモール

注2：「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受給していない者をいう。

注3：春期入学のみ対象・秋期入学は対象外

2. 特定奨学生採用予定人員

2 名程度

岡山大学からの推薦人数：2名

3. 奨 学 金

特定奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 180,000 円を毎月 5 日迄に給付する。

4. 奨学金の給付期間

奨学金の給付期間は 2 年間とする。(2026 年 4 月から 2028 年 3 月まで)

5. 応募の手続き

岡山大学 国際交流・留学支援ウェブサイトから
岡山大学Moodle にて応募

~~(1) 特定奨学生に応募する留学生は、大学院博士後期課程の申請書等(別紙様式 3-1、3-2)に自筆、日本語で、所定の用紙内に収まるように記入の上、下記の書類を添~~

学内選考の結果は、3月3日(火)までに応募者全員にメールで通知します。推薦が決定した人は、3月31日(火)17:00までに、国際教育推進課窓口以下の応募書類の提出が必要です。メールでの提出および代理人による提出は受け付けません。財団所定の様式は、国際教育推進課前の奨学金掲示板に掲示しています。

本奨学金の応募書類は、すべて日本語、自筆で作成する必要があり、記載項目も多いため、作成に時間がかかります。あらかじめ様式を確認してください。

【注意】記入は黒いペンで楷書、アルファベットは活字体を使用

ア. 指導教員等の推薦理由書(別紙様式 3-3)

(本財団ホームページ <https://www.sgh-foundation.or.jp> からダウンロード可)

イ. 在留カードのコピー(表裏)(別紙様式 3-5)

ウ. 学業成績証明書(修士修了時の成績証明書を提出)

エ. G P A 証明書(学業成績証明書に記載されている場合は省略可)

オ. 在学証明書

カ. 2026年度 私費外国人留学生特定奨学生申請書(大学院博士後期課程)
<別紙様式3-1, 3-2>

自筆、日本語で記入すること

様式3-2- 、3-2- については、財団ホームページからダウンロードの上、
テキスト入力で提出すること

6. 応募締切日 応募締切：2026年2月25日(水) 17:00 時間厳守

~~2026 年 4 月 17 日 (金)~~

7. 選考及び決定

5により大学から推薦があった者(2名以内)について、本財団に設ける選考委員会に諮り、理事会の決議を経て決定する。

その結果については、在学する大学を通じて応募者本人に通知する。なお、選考過程によっては、面接(Web含む)を実施する場合がある。

(2026 年 5 月下旬頃を予定)

8. 奨学金の休止・停止及び期間の短縮

給付対象者の確定後、特定奨学生に次の各号に定める事項が認められる場合は、奨学金の給付を休止、停止及び給付期間の短縮を行うことができる。

- (1) 特定奨学生が休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 特定奨学生の学業又は性行等の状況により、特定奨学生として適性を欠くと認められるとき。

9. 奨学金の復活

8により、奨学金の給付が休止若しくは停止され、又は、期間を短縮された奨学生について、その事由が解消されたと認められる場合は、奨学金の給付を復活することができる。この場合、給付期間は通算2年間とする。

10. 奨学金の打ち切り

特定奨学生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 大学若しくは大学院において懲戒等の処分を受け、成業の見込みがないと判断されるとき。
- (3) 申請時と異なる大学若しくは大学院に転学又は進学したとき。
ただし、指導教員の転勤等により特定奨学生が転学又は進学する場合を除く。
- (4) その他本財団特定奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。

11. 転 退 学

特定奨学生が退学又は他の大学若しくは大学院へ転学した場合は、特別の事情があると認められるときを除き、奨学金の給付を辞退したとみなす。

12. 返 納

奨学金の給付後において、8、10、又は11の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

13. 報告書の提出

本財団が、特定奨学生に学業・研究等について照会を求めた場合は、これについて報告書を提出しなければならない。また、学位を取得した時点で、学位授与証明書（コピーも可）を提出すること。

14. 届出の義務

特定奨学生は、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、本財団に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のために不可能なときは、所属大学又は家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故により、1 カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 本人、保証人及び家族の身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他本財団が上記各号等について確認を求めたとき。

15. 注意事項

他の奨学財団等から奨学金を受給している学生については、給付対象者とししない。

問合せ先

国際教育推進課

~~〒 600-8009~~

~~京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 79 番地
ヤサカ四条烏丸ビル 9 階~~

~~公益財団法人 S G H 財団 事務局~~

~~MAIL info_ss@sgh-foundation.or.jp~~

URL <https://www.sgh-foundation.or.jp>

~~TEL 075-255-9310~~

~~FAX 075-255-9311~~

個人情報の保護について:

申請書に記載された内容・提出書類は個人情報として保護されます。

ただし、次のとおり特定の関係者に対してのみ個人情報が提供されます。

- ① 書類審査・選考のため選考委員への情報提供。
- ② 複数の奨学金合格者確認のため、大学担当者及び奨学団体に「被推薦者・合格者一覧」を提供。